家庭ごみ有料化制度

(見直し素案) 【概要版】

令和5年8月

大分市

1. 大分市の家庭ごみ有料化について

(1) 家庭ごみ有料化とは

家庭から有料化の対象となるごみを出す際に、市が指定する有料のごみ袋を使用することにより、ごみを出す量に応じてその処理費用の一部を市民の皆様に負担していただく仕組みです。

(2) 家庭ごみ有料化の目的

家庭ごみの減量とリサイクルの推進

ごみを出すことにより費用の負担が生じるため、ごみを減らすことによる経済的なメリットを実感しやすくなり、ごみ減量・リサイクルに取り組もうとする意欲が高まることが期待できます。

また、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の中に含まれているリサイクルできる 紙類などの「資源物」が正しく分別され、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の排 出量は減少します。

さらに、ごみの処理量が減少することにより、収集部門においては、経費の削減が 期待でき、処分部門においては、消耗品費、燃料費、水道料、飛灰処理や清掃工場の 運転管理委託に要する経費の縮減や、焼却後に発生する焼却灰等の排出量を削減でき、 最終処分場の延命化に寄与します。

併せて、家庭ごみ有料化によって得られた手数料収入を有効に活用することにより、現行施策の拡充や、ごみ処理施設の整備等も可能となり、持続性のあるごみ減量・リサイクル推進施策が展開できます。

ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保

ごみの排出量に応じた費用の負担が生じることにより、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んだ場合と取り組まなかった場合とで経済的な負担に差が生じ、費用負担の公平性が確保されます。

(3) 家庭ごみ有料化制度等の検証

本市では、平成 26 年 11 月に家庭ごみ有料化を実施して以降、家庭ごみの排出状況の把握を行うとともに、市民意識調査やご意見拝聴会を実施し市民意見を聴取するなど、随時検証を行っています。

なお、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」では、施行後3年ごとに、施行の状況、家庭廃棄物の発生の状況等を勘案し、見直し等について検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることと規定されています。

①これまでに見直しを行った主な内容

(ア)ボランティアごみに対する支援

平成30年度から個人、団体に支給するごみ袋の種類を追加し、「ごみ拾いパートナー制度登録者」に交付するごみ袋の枚数を増加しました。

(イ) 指定ごみ袋の仕様

平成28年度11月から指定ごみ袋の厚さをそれぞれ0.005 リメートル厚くしました。

(ウ) 負担軽減措置

平成28年6月から出生届出時の一部(10枚)窓口交付を開始し、平成29年2月から小さいサイズの袋への変更を可能としました。また、平成30年4月からは乳幼児の対象年齢の変更と交付枚数の増加を行いました。

(エ)手数料収入の使途

(a) 大分市ごみステーション設置等補助金交付事業

平成27年度および平成30年度に設置及び改修等にかかる補助率と補助限度額を増やし、対象ステーション数を拡大しました。また、平成27年4月から被せネットまたはシートの現物支給を開始しました。

(b) クリーン推進員活動関連事業

平成27年度から校区連絡会議運営費補助金を500円増額しました。

(c) 生ごみ減量化促進事業

平成28年度から「生ごみ処理容器普及講習会」の開催を始め、平成30年度から生ごみ処理機器購入等補助の対象にディスポーザーを追加しました。また、令和3年度からは電動式と非電動式の生ごみ処理機の購入補助額を購入金額の2分の1から3分の2へ引き上げました。

(d) 有価物集団回収運動促進事業

平成29年度から対象品目にスチール缶とアルミ缶を追加しました。また、令和3年度からはびん類も対象品目に追加しました。

(e) 高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業

令和4年4月1日より新たな事業として開始しました。

②令和5年度における検証について

令和5年度は施行後3年ごとの検証の時期になることから、令和5年6月に家庭ごみ 有料化制度の検証について、大分市清掃事業審議会へ諮問し、4回にわたる審議を経て、 8月には、制度の継続は妥当であり、また、対象となるごみや手数料額など制度内容についても概ね現行どおりが妥当であるとの中間答申が市に提出されました。 この答申とこれまでに実施してきた市民意識調査や市に寄せられた市民意見等を踏ま え、家庭ごみ有料化制度等については、次のとおり見直したうえで継続することとしま す。

1 制度等の見直し

· 有価物集団回収運動促進事業

次の品目の回収量に対する報償金額の引き上げ。

- (1) 廃食用油…1 リットルにつき 10円→20円
- (2) びん類…1 キログラムにつき 5円→10円

2 実施時期

見直しについては、令和6年4月1日から実施することとします。

3 その他

資源循環の促進につながる新たなごみ減量施策については、その必要性の高さから、 実態把握に努めるとともに課題を整理し、最適な手段を検討していきたい。

2. 家庭ごみ有料化制度の内容について

(1)対象となるごみ

家庭ごみ有料化の対象となるごみは、「**燃やせるごみ」**と「**燃やせないごみ」**です。「資源物」、「危険物等」は分別を促進するため対象外とし、「剪定枝」、「落ち葉」、「草花」は緑化を推進するため、「ボランティアごみ」はボランティア活動を支援するため、対象外とします。

ただし、「ボランティアごみ」は、地域美化活動に伴うものでボランティア専用袋を使用 したもの、もしくは市に収集を依頼したものとします。

なお、大型・粗大ごみの戸別収集については、従来どおり有料とします。

(2) 指定ごみ袋の種類と手数料の額

表-2 指定ごみ袋の種類と手数料の額(販売価格)

| 種 | 類 | 大袋 | 中袋 | 小袋 | 特小袋 | ミニ袋 |
|-------|------|----------------|-------------|----------------|----------------|--------------|
| 容 | 量 | 4 5 リットル 相当 | 3 0 リットル 相当 | 2 O リットル 相当 | 1 O リットル 相当 | 5 リットル 相当 |
| 販売(10 | | 315円 | 210円 | 140円 | 70円 | 35円 |
| 1枚を | らたり | 31.5円 | 2 1円 | 14円 | 7円 | 3.5円 |
| 厚さ | (mm) | 0. 035 | 0. 035 | 0. 030 | 0. 030 | 0. 030 |

- ※1 指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の兼用袋
- ※2 指定ごみ袋取扱所 (販売所) ではすべてのサイズを 10 枚 1 組として販売
- ※3 指定ごみ袋の価格はすべての指定ごみ袋取扱所(販売所)で同額
- ※4 イベント等での景品としての使用は不可

(3) 負担軽減措置

家庭ごみ有料化に伴う負担軽減措置として、要件を満たす対象者に一定枚数の指定ごみ袋を交付します。負担軽減措置の対象と交付する袋の種類・枚数は次のとおりです。

【申請】市の給付事業等を利用している方など、市で把握できる方については申請不要表-3のの対象者は減免申請により決定

【交付】1年分をまとめて配達

(3 歳未満の乳幼児は出生届提出時に 10 枚を窓口交付。残りの 3 歳誕生月までの分 240 枚をまとめて配達)

表-3 負担軽減措置の対象

(基準日 毎年11月1日)

| 項目 | 対象者 | 交付する袋の種類・枚数 | |
|--------------|----------------------------------|--|--|
| | 3 歳未満の乳幼児を養育する方 | 1 人につき 3 歳誕生月まで <u>最大 250 枚</u> (小袋 20 リットル) | |
| | ・配偶者からの暴力を理由に避難している方 | | |
| | ・本市住民登録がない方(里帰り等) | | |
| | ・常時紙おむつを使用している身体障がい児又は知的障 | 1回限り最大 50 枚 /人 | |
| | がい児を養育する方 | (出生又は転入の届を提出 | |
| | (身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2に | した翌月に交付するごみ袋 | |
| 紙おむつ | 限る) | とは別に交付) | |
| | 【長寿福祉課事業】 | 1 人につき 年間最大 100 枚 | |
| | ・大分市おむつ等介護用品購入費助成事業による紙おむ | | |
| ストーマ用 | つ等の購入費の助成を受けている方 | | |
| 装具 | ・大分市家族介護用品支給事業による紙おむつ等の支給 | | |
| 表具 | を受けている方 | | |
| 腹膜透析 | ・医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断さ | | |
| 及 天足47 | れた方(上記事業に該当しない) | | |
| | 【障害福祉課事業】 | (小袋 20 リットル) | |
| | ・大分市日常生活用具給付事業のうち排泄管理支援用具 | | |
| | (ストーマ用装具、紙おむつ等)の給付を受けている身体 | | |
| | 障がい者及び知的障がい者の方 | | |
| | ・常時ストーマ用装具を使用する方 | | |
| | (上記事業に該当しない) | | |
| | ・常時腹膜透析を実施する方 | | |
| 化 江口类 | | 年間最大 60 枚 | |
| 生活保護 | 生活保護法による生活扶助を受けている方 | 2人以下の世帯 小袋 20 リットル | |
| 受給世帯 | | 3人以上の世帯 中袋 30 リットル | |

※大分市に居住する対象者で「在宅」に限る

[※]基準日以降に対象となった場合は、月数で案分した枚数を交付

[※]ごみ減量の観点から小さいサイズへの変更に限り可能(希望者)

3. 手数料収入と収入の使途について

(1) 手数料収入

家庭ごみ有料化による手数料収入は一年間で約4億7千万円(令和5年度予算)が見込まれます

(2) 収入の使途

家庭ごみ有料化によって得られた収入は、制度の実施に伴う経費のほか、さらなるごみ減量・リサイクル施策の推進に活用するとともに、ごみ減量リサイクル施策の拠点であるリサイクルプラザや清掃工場の整備に要する経費に充てるため、廃棄物処理施設整備基金へ積み立てます。

なお、収入の使途は、毎年度ホームページなどを通じて公表します。

① 家庭ごみ有料化に伴う事務費

家庭ごみ有料化に伴う事務費は、指定ごみ袋作製等業務、指定ごみ袋の保管配送業務、受注収納管理業務、指定ごみ袋取扱所への手数料徴収業務等、それぞれ委託している業務にかかる経費や負担軽減措置に関する経費です。

② 廃棄物処理施設整備基金への積み立て

基金への積立額は、家庭ごみ有料化の手数料収入から家庭ごみ有料化に伴う 事務費を差し引いた概ね2分の1

③ ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費

本市におけるごみ減量・リサイクルの推進には、分別収集に係る経費やリサイクル プラザの維持管理費も含めた経費がかかります。

家庭ごみ有料化による収入は、このうち、制度導入の際に新たに作られた、または 拡充した次の事業に重点的に充てることとします。

- (7) ごみステーション設置等補助事業
- (イ) クリーン推進員活動関連事業
- (ウ) ごみ減量・リサイクル啓発事業
- (エ) 生ごみ減量化促進事業
- (才) 有価物集団回収運動促進事業
- (カ) 高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業

4. 不法投棄対策、不適正排出対策、野外焼却対策について

家庭ごみ有料化の実施による、新たな「不法投棄」、「不適正排出(ルール違反)」、「野外焼却」が生じないよう啓発活動等の充実を図ります。